

間伐材の証明に係る事業者認定申請書

令和〇〇年4月1日

静岡県木材協同組合連合会長 様

(申請者)

事業者の所在地：(〒420-8601)

静岡県葵区追手町 9-6

事業者の名称：富士山チップ(株)

代表者職氏名：代表取締役社長 大木 太郎 印

TEL：054-252-3168

FAX：054-251-3483

Eメールアドレス：fujiyama@chip.co.jp

県木連の認定を得て間伐材であることの証明を行いたいので、間伐材チップの証明に係る事業者認定実施要領に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1. 創業年、従業員数	創業年：1965（昭和40）年、従業員：10人
2. 取り扱う木材・木製品の主要品目、年間取扱数量	主要品目：杉、桧、松/木材チップ（樹種と品目） 年間取扱量：3,000m ³ （または該当単位）
3. 事業所の敷地、建物及び施設(土場、倉庫等)の配置状況	別添配置図のとおり。(注①)
4. 分別管理及び書類管理の方針	【基本方針】 分別管理、書類管理の責任者を設置し、間伐材チップの確認に関する県木連の「行動規範」や間伐材チップの確認に係る「事業者認定実施要領」を遵守し、間伐材であることが証明された木材の円滑供給につとめる。 (管理責任者の氏名：) 【管理方針】 (注②) 別紙のとおり。
5. 取得資格等（該当に丸印を付す。）	①ISO(9000、14000)、②木材業者登録、③県産材取扱業者認定、④合法木材供給事業者認定、⑤木質バイオマス証明事業者認定、⑥JAS 認証(製材、2×4、合板、集成材、保存)、⑦AQ(木質建材認証)、⑧輸出梱包熱処理、⑨しずおか優良木材供給センター認定、⑩その他()
6. 所属する単位木協名	

(注)

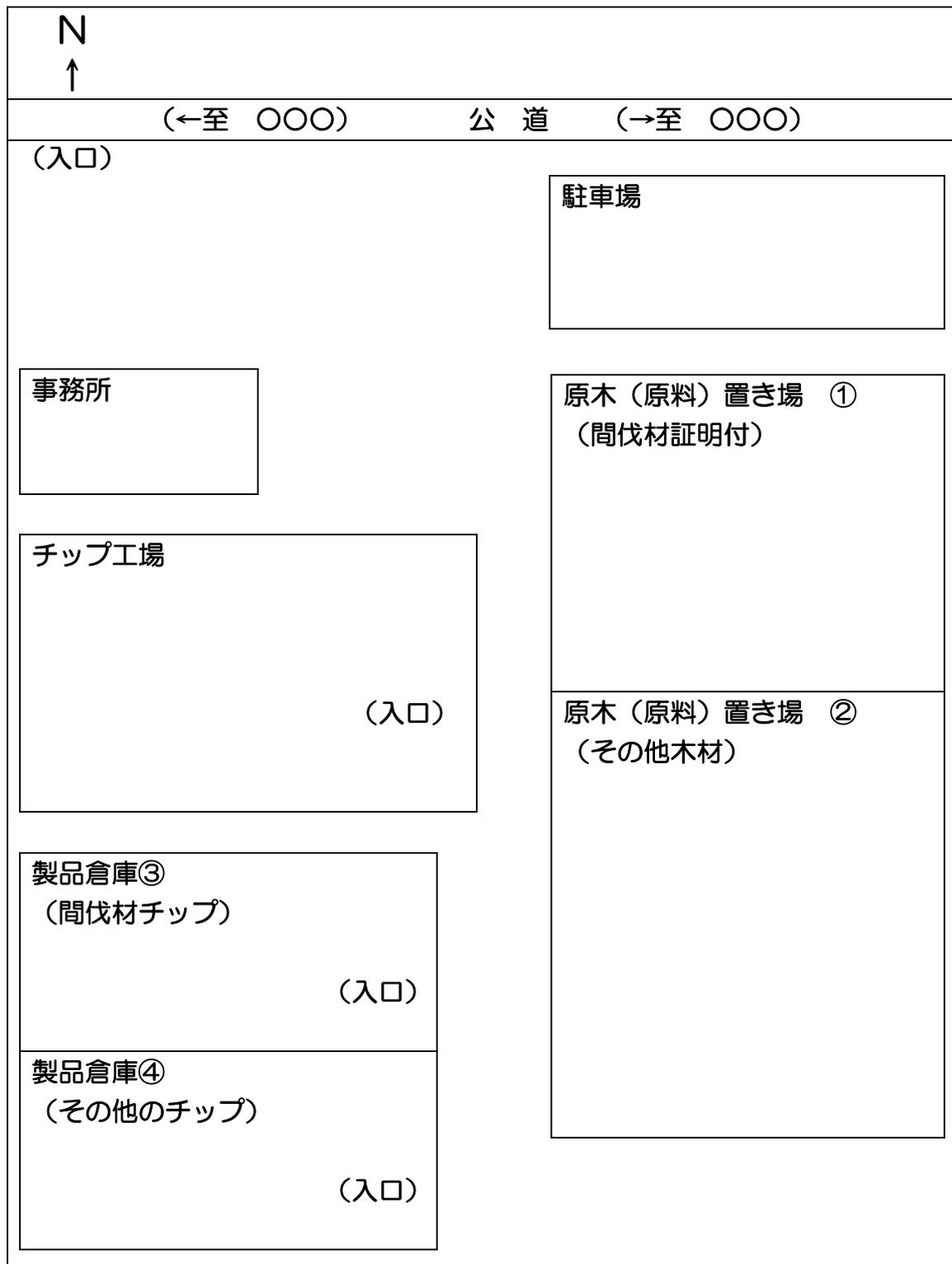
- ①「配置図」はA4判とし、記載例Aを参考に「分別管理場所」を明確に記載してください。
②「管理方針」はA4判とし、記載例Bを参考に「申請者の実態」にあわせて簡潔に記載してください。

記載例 A

事業所の敷地、建物及び施設（土場、倉庫等）の配置状況

（事業所名： ）

（住 所： ）



事業所の敷地、建物及び施設（土場・倉庫等）の配置図
（説明書）

（申請者：）
（住所：）
（管理責任者：）

配置 図 番 号	区 分 (原木置場、製品置場、製品倉庫の別)	管 理 品 (原木・製品の別、品目、産地、仕入れ先等)
①	原木(原料) 置場 (間伐材証明付)	ヒノキ丸太 4m (**産) ヒノキ丸太 6m (**産)
②	原木(原料) 置場 (その他木材)	ベイマツ丸太 *m (**産) ベイツガ丸太 *m (**産)
③	製品 倉庫 (間伐材チップ)	ヒノキ スギ
④	製品 倉庫 (その他チップ)	WW(ホワイトウッド)、***など

注)

①簡潔明瞭：

短時間に数多くの書類審査を行うため、申請者の「現場管理の詳細」（どんな製品が、どこに管理されているのか）を「認定審査委員」によくわかるよう整理してください。

②別表処理：

特に、管理場所が数多くある事業所、管理製品が多岐にわたる場合は、配置図にすべてを書き込みしないで、「原木置場」、「製品置場（仮置き場）」、「製品倉庫（上屋あり・常時保管場所）」等に区分し、各々何が置いてあるのか上記のような「説明書」を別表として添付してください。

③間伐材表示：

なお、認定申請の時点で、まだ仕入れる原木や製品に「間伐材証明書」が付いていなければ、原木置場や製品置場・同倉庫等に「間伐材」を表記することは適切ではありません。

分別管理及び書類管理方針書

社名：〇〇〇チップ工業（株）

作成日：令和 年 月 日

本方針書は、林野庁が作成した「間伐材チップの確認のためのガイドライン」を受け、間伐材であることが証明された木材由来のチップ（以下「間伐材チップ」という。）の供給に当たって必要となる分別管理の方針を定めたものである。

（適用範囲）

本方針書は、当社工場における間伐材であることが証明された木材及び間伐材チップの取り扱いに当たって適用する。

（分別管理責任者）

- ・分別管理を適切に行うため、下記のとおり分別管理責任者を定める。

（●管理責任者の氏名： ）

- ・分別管理責任者は、間伐材であることが証明された木材及び間伐材チップの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うこととする。

（分別管理の実施）

- ・原材料の入荷に当たっては、納品書等により間伐材であることが証明されているか否かを確認する。
- ・原材料の保管に当たっては、間伐材であることが証明されたものと、それ以外の木材が混在しないように、それぞれの保管場所を明示すること。
- ・チップ加工に当たっては、間伐材であることが証明されたものと、それ以外の木材が混在しないように加工する。
- ・チップの保管に当たっては、間伐材チップとそれ以外のチップが混在しないように、それぞれの保管場所を明示する。
- ・間伐材チップの出荷に当たっては、当該チップが間伐材であることが証明された木材由来であることを納品書等に記載する。

（書類管理）

- ・間伐材であることが証明された木材（原材料）及び間伐材チップ生産量を実績報告として取りまとめるとともに、毎年公表する。
- ・間伐材であることが証明された木材及び間伐材チップの入出荷、在庫に関する情報が把握できるよう管理簿を備え付け適切に記載する。
- ・証明書及び納品書、管理簿等の関係書類は、5年間整理保管する。